

あんしん借換資金 危機関連枠

融 資 対 象 と な る 方	◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で6箇月以上継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、次のいずれの要件も満たす方 ①国の指定する危機事象（突発的な国内外の金融秩序の混乱その他の事象）に起因して金融取引に支障を生じている等として市町村長の認定を受けた方（認定基準は裏面に記載） ②この制度の活用により安定的経営が見込まれ、かつ、十分な返済見込みがある方 《中小企業者》 ◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業 ◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方 《組 合》 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等 《特定非営利活動法人》 府内に事務所を有する特定非営利活動法人 ※京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと [留意事項] 融資実行後は、取扱金融機関によるモニタリングを受けていただく必要があります（融資期間が1年以内のものは除く。）
資 金 使 途 融 資 期 間 等	◆運転資金・設備資金 10年以内 <原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可 融資期間が1年以内の場合に限り一括返済可>
融 資 利 率	◆新規：年1. 1%（固定金利） ◆借換：年1. 7%（固定金利） ※ただし、必要に応じ別に定めることがあります。
対 象 区 分	中小企業者、組合、特定非営利活動法人
融 資 限 度 額	2億8,000万円 ※保証協会の危機関連保証の利用可能額（普通保証、セーフティネット保証とは別枠）の範囲内
担 保 ・ 保 証 人	◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）
受 付 機 関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行（※2）、池田泉州銀行（※1）、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫（※2）、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行（※1）、みずほ銀行（※1）、商工組合中央金庫 （※1）は京都市制度のみ、（※2）は京都府制度のみ取扱可

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

危機関連保証

突発的に発生した経済事象等に起因して売上高等が減少する等の影響を受けている方

市町村長の 認定要件	①金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている者
右記の全てに 該当すること	②国の指定事象に起因して、原則、最近1箇月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2箇月間を含む3箇月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる者